

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術の施設基準に伴う実施症例数

実施期間：2023年 1月～12月

		区分及び手術名	症例数
区分 1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	※
	イ	黄斑下手術等	※
	ウ	鼓室形成手術等	※
	エ	肺悪性腫瘍手術等	※
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	※
区分 2	ア	観血的関節授動術	2
		関節鏡下関節授動術	7
		靭帯断裂形成手術	2
		関節鏡下靭帯断裂形成手術	8
		骨悪性腫瘍手術	※
	イ	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	※
		水頭症手術等	※
		鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	※
		尿道形成手術等	※
		角膜移植術	※
区分 3	カ	肝切除術等	※
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	※
	ア	上顎骨形成術等	※
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	※
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術 (両葉)	※
	エ	母指化手術等	※
	オ	内反足手術等	※
区分 4	カ	食道切除再建術等	※
	キ	同種死体腎移植術等	※
その他 区分		腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術	※
	ア	人工関節置換術	183
	イ	乳児外科施設基準対象手術	※
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	※
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	※
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥疊切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	※

※印は当院で行っていない手術です